

「体罰等によらない子育てのために（素案）」に関するご意見の募集について

令和元年12月20日
厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課虐待防止対策推進室

本年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されます。

厚生労働省では、体罰禁止に関する考え方等を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることを目的として、令和元年9月から、「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」において、有識者による検討を進めてまいりました。

多くの方に体罰等によらない子育てについて考えていただき、社会全体で取組を進めるため、子どもを含めた皆様から「体罰等によらない子育てのために（素案）」に関するご意見を募集します。

記

1 意見募集期間

令和元年12月20日（金）から令和2年1月18日（土）（必着）

2 資料の入手方法

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話での受付はできませんので御了承ください。

- 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。
- 郵送の場合
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室 企画法令係宛て
- ファクシミリの場合
ファクシミリ番号 03(3595)2663
厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室 企画法令係宛て

4 意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、提出いただいた御意見については、氏名、住所その他の連絡先を除き公表させていただくことがあります。